

議 事 日 程

平成29年11月30日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 教育長報告及び各課11月行事報告

第 4 議 案 上 程

第80号議案 島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

第 5 次回定例教育委員会の日程について

第 6 そ の 他

(1) 報告事項

① 12月行事予定について

(2) その他

島原市教育委員会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成29年11月30日 定例会

教育委員会 12月定例会 報告事項

[11月]

(教育総務課)

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	火	職員辞令交付式	9:00	本庁第1応接室	教育長
2	水	人事評価ヒアリング	9:00	有明庁舎1階相談室	教育長、教育次長、課長
4	金	11月定例会教育委員会	13:00	島原文化会館	教育委員、教育長、教育次長、各課長 報告事項他
7	月	島原市総合教育会議	10:00	本庁第2応接室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
8	火	島原市教育委員会表彰式	10:00	本庁第2応接室	教育委員、教育長、教育次長、課長他
10	木	有明庁舎防災訓練	9:30	有明庁舎	事務局職員
11	金	指名選定委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長
11	金	副安全運転管理者講習	13:00	諫早市	課長
11	金	災害対策本部立上訓練	14:30	本庁大会議室	教育次長
12	土	市職員採用試験面接(～13日)	10:30	本庁第2応接室	教育長
13	日	防災避難訓練	8:30	第四小学校・三会小学校	教育次長、課長
14	月	第3回長崎県都市教育長協議会(～15日)	14:30	香崎市	教育長
15	火	JFA平成28年度施設づくり研修会(～16日)	13:00	東京都	課長
16	水	自治体キャラバン対応	14:00	本庁第2応接室	倉本主任
16	水	小・中学校事務部会	14:00	有明公民館	古川主査
17	木	広報編集委員会	9:00	本庁別館3階待機室	課長
17	木	主任・係長研修	9:30	本庁大会議室	本多主任
18	金	企画委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長
18	金	長崎県市町村教育委員会研究大会	10:00	佐世保市	教育委員、教育長、班長
18	金	公共施設検討委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長
21	月	例規審査委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長、課長、倉本主任
22	火	金婚祝賀式	10:00	島原文化会館	教育長、教育次長、課長
22	火	公金管理委員会	13:30	本庁大会議室	班長
22	火	市議会全員協議会	13:30	議会会議室	教育長、教育次長
22	火	市議会教育厚生委員会	15:00	議会会議室	教育長、教育次長、課長、倉本主任
24	木	指名選定委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長
25	金	例規審査委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長、課長
28	月	公金管理委員会	13:30	本庁大会議室	課長
29	火	平成29年度当初予算に要求に係るヒアリング(～30日)	14:00	本庁別館3階待機室	課長、班長
30	水	中堅職員研修	9:00	本庁大会議室	竹中主査、古川主事
		《付記事項》			
3	木	加藤寛治衆議院議員 国政報告会	18:00	ホテルシーサイド	教育長
5	土	島原商業高校創立60周年記念式典	10:00	島原商業高校	教育長
5	土	第24回「教育県長崎」振興大会島原半島大会	12:30	有明文化会館	教育次長
5	土	島原文化連盟70周年記念式典	16:00	ホテル南風楼	教育長
6	日	第23回三会地区ふれあいフェスティバル	9:00	三会公民館	教育長
6	日	幸田町友好親善訪問団歓迎式	12:30	島原城	教育長
6	日	幸田町との親善有効交流会	18:30	ホテル南風楼	教育長
6	日	幸田町からの友好親善訪問(～7日)	終日	市内	事務局職員
7	月	幸田町訪問団 雲仙・普賢岳噴火災害犠牲者追悼の碑献花	9:15	仁田団地第一公園	教育長
7	月	幸田町友好交流訪問団見送り式	14:40	清流亭	教育長
12	土	長崎県名誉県民 故 松尾敏男先生を偲ぶ会	14:00	長崎市	教育次長
18	金	友好都市交流会	18:30	ホテルシーサイド	教育長

教育委員会 12月定例会 報告事項

[11月]

(学校教育課)

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	水	研究発表会	13:00	第二小	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
2	木	北村西望賞会場撤去・作品搬出	8:30	島原文化会館	古瀬、中村、横田、中尾、酒井
2	木	長崎県中学校国語教育研究大会	13:30	有明中	教育長、中村
2	木	就学相談(～22日)	16:00	有明公民館など	酒井
6	月	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
6	月	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
7	火	学校巡回訪問	10:40	第二中	教育長、次長、課長、課員
8	水	学校巡回訪問	10:20	第一小	教育長、次長、課長、課員
8	水	献立作成会	14:00	第二小	城臺
9	木	長崎県中学校総合体育大会駅伝競走大会	11:00	諫早市	中尾
9	木	教職員実態調査	9:30	有明文化会館	課長、古瀬、中村
10	金	教職員実態調査	9:30	有明文化会館	課長、古瀬、中村
13	月	定例教頭会	9:30	杉谷公民館	課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
13	月	給食会予算精査	11:00	有明庁舎	課長、古瀬、城臺
13	月	就学児健康診断(～16日)	13:00	第一小など	課員
13	月	給食業者選考委員会打合せ	16:30	有明庁舎	課長、古瀬、城臺
14	火	長崎県発達障害児等教育支援協議会	10:00	大村市	酒井
14	火	給食用たらみゼリー配付	13:00	各調理場	城臺
14	火	生徒指導研修会	13:00	杉谷公民館	中尾
14	火	三市学校教育課長会	15:00	有明庁舎	課長
15	水	島原市教育委員会表彰式	9:30	有明文化会館	課長
15	水	島原市学校給食食物資納入指定業者選考委員会	14:00	有明給食センター	課長、古瀬、城臺
15	水	通級指導教室担任会	14:30	大三東小	酒井
17	金	ALTミーティング	15:30	森岳公民館	中村
21	火	学校巡回訪問	10:25	第三小	教育長、次長、課長、課員
22	水	心の教室相談員等研修会	14:00	適応指導教室	中尾
22	水	中体連理事会	14:50	第二中	中村
24	金	学校巡回訪問	10:30	第四小	教育長、次長、課長、課員
27	月	教務主任会	14:00	杉谷公民館	中尾、酒井
27	月	学校教育課当初予算ヒヤリング	13:30	折橋庁舎	課長、古瀬、中村、城臺
28	火	学校巡回訪問	10:35	高野小	教育長、次長、課長、課員
		《付記事項》			
1	水	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
1	水	接遇研修	9:00	有明庁舎	城臺
10	金	就学前準備教室	13:00	有明保健センター	酒井
11	土	島原市退職校長会研修会	15:40	霊丘公民館	課長、城臺
11	土	市民音楽祭	8:10	島原文化会館	古瀬、中村、横田、酒井
12	日	防災避難訓練	8:00	霊丘公園	課長
17	金	第2回島原市地域福祉計画ワーキンググループ会議	10:30	本庁	横田
17	金	ICT教育についてNTT市長面談	11:30	外港庁舎	課長
18	土	長崎県PTA研究大会島原大会(～19日)	13:00	島原文化会館など	課長、課員
19	日	長崎県PTA研究大会島原大会情報交換会	18:30	海望荘	課長
20	月	島原市自立支援協議会子ども部会	9:30	森岳公民館	酒井

島原市教育委員会 12月定例会報告事項

【平成29年11月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	水	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
1	水	長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む学校・家庭・地域の連携推進フォーラム	10:00	長崎市	喜多、小山、松本指導員、野口指導員
5	日	島原市民音楽祭「邦楽の部」	13:00	島原文化会館	課長、徳永
7	木	島原市美術展第3回運営委員会	19:00	森岳公民館	徳永、吉田
7~8	(火~水)	長崎県下少年センター職員研修会及び所長会	13:30	長崎市	課長、吉田指導監
9~10	(木~金)	九州地区社会教育研究大会	13:00	宮崎市	徳永、社会教育委員3人
11	土	島原市民音楽祭「小・中学生の部」	10:00	島原文化会館	教育長、社会教育課、学校教育課
12	日	島原市民音楽祭「洋楽の部」	13:00	島原文化会館	課長、宇土、小山
14~15	(火~水)	登録有形文化財候補物件文化庁調査官視察調査	13:00	市内一円	宇土、吉田
16	木	長崎地方裁判所島原支部官舎敷地入札	10:00	長崎市	課長、契約管財課
17	金	少年センター第2回立入調査	15:00	市内一円	課長、喜多、吉田指導監、早稲田相談員
19~20	(日~月)	教育長幸田町訪問	8:45	幸田町内	教育長、次長、課長
20	月	社会教育担当者会	9:30	安中公民館	喜多、野口指導員
22	水	市青少協教育講演会	19:00	有明公民館	教育長、課長、喜多、徳永、小山
24	金	指定管理者選定委員会	9:30	外港庁舎	次長、課長、徳永
26	日	自主文化事業「草野仁講演会」	14:00	島原文化会館	市長、教育長、次長、社会教育課
28	火	当初予算ヒアリング	9:00	外港庁舎	課長、徳永、宇土
30	木	市民音楽祭「小・中学生の部」代表者会議	14:30	杉谷公民館	徳永、吉田
※ 各地区にて高齢者学級6回(担当:野口)・女性学級9回開催(担当:松本和)					

【付記事項】

3	金	有明総合文化祭「芸能発表会」	12:30	有明文化会館	課長、徳永、稲田
4~5	(土~日)	幸田町との交流事業「七万石を踊る会幸田町訪問」	14:00	愛知県幸田町	吉田
10	金	島原ビデオクラブ作品発表映写会	13:30	杉谷公民館	課長
12	日	三会ふれあいフェスティバル	9:00	三会公民館	課長、濱口
12	日	白山公民館まつり	9:00	白山公民館	課長、永藤
12	日	安中公民館まつり	9:30	安中公民館	課長、野口
13	月	市婦連役員会	10:00	三会公民館	課長、松本指導員
17	金	島原市地域福祉計画ワーキンググループ会議	10:30	本庁舎	小山
17	金	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	次長、課長
19	日	長崎県PTA研究大会島原大会	9:40	島原文化会館	教育長、教育委員、次長、課長
19	日	有明地区自治会対抗バレーボール大会	7:45	有明体育館	市長、課長
22	水	例規審査委員会	15:30	外港庁舎	次長、課長
26	日	杉谷公民館まつり	9:00	杉谷公民館	市長、課長

教育委員会 12月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[11月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	祝	第33回三市連合親睦ゲートボール大会	9:00	中尾川河川敷	教育長
3	祝	第13回九州クラブ9人制バレーボール男子優勝大会開会式	18:30	ホテル南風楼	教育長
6	月	11月定例校長会	9:30	杉谷公民館	園田
6	月	11月定例教育委員会	13:30	有明庁舎相談室	課長
9	木	駅伝ボランティア説明会	14:00 ～ 14:00	白山公民館 杉谷公民館	中島・園田・太田・酒井
10	金	駅伝ボランティア説明会	14:00 ～ 19:00	森岳公民館	園田・太田・酒井
11	土	長崎県民体育大会総合開会式(長崎地区)	10:00	長崎市	浅田・酒井
13	月	駅伝ボランティア説明会	14:00 ～ 19:00	安中公民館 有明公民館	中島・園田・太田・酒井
15	水	夢の教室	10:30	三小	園田
15	水	島原市体育協会表彰	11:00	有明文化会館 多目的ホール	教育長・伊藤次長・課長・課員
16	木	夢の教室	10:30	二小	園田
17	金	夢の教室	10:40	四小	園田
17	金	NITTAIDAIX自治体フォーラム2017	16:00	東京都	浅田
19	日	第12回島原半島空手道選手権大会	9:00	有馬武道館	浅田
19	日	第12回タグラグビーフェスタ	10:00	平成町多目的広場	浅田
23	祝	福知山マラソン	9:00	京都府福知山	園田

平成29年12月行事予定表

平成29年11月30日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	金			朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △	平成新山学生駅伝開会式 15:00 島原文化会館 ◎ ○△
2	土				第15回島原市スポーツ少年団駅伝大会開会式 9:50 陸上競技場 ◎○△ 平成新山島原学生駅伝 9:30 市内一円 ◎○△ 平成新山島原学生駅伝閉会式 14:00 島原文化会館 大ホール ◎○△
3	日	三会中学校林整備作業 8:00 三会地区 △			
4	月		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	社会教育委員の会 13:30 有明公民館 △ 島原浦上松平家墓所調査指導委員会 13:30 森居公 民館 ◎○△	
5	火				
6	水		島原市中心障害児就学指導委員会 14:00 森居公民 館 ◎△ 定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △		
7	木	12月定例市議会 開会 10:00 市議会議場 ◎○△			
8	金		特別支援学級合同クリスマス会 9:45 杉谷公民館 ◎ △		
9	土				第18回島原市少年ソフトボール大会 8:30 有 明の森運動場
10	日			島原市長杯将棋大会 9:00 盡丘公民館 △ 森居ふれあいまつり 9:30 森居公民館 △	第37回島原市民視障テニス大会 9:00 島原市総合 運動公園陸球場
11	月	12月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
12	火	12月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
13	水	12月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
14	木	12月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
15	金	12月定例市議会 総務委員会 10:00 ◎○	学校給食納入業者衛生講習会 14:00 有明総合文化 会館 △	少年センター自転車指導 15:15 市内 △	
16	土				
17	日				
18	月	12月定例市議会 産業建設委員会 10:00			
19	火	12月定例市議会 教育厚生委員会 10:00 ◎○△			
20	水		人事管理監来庁 14:00 教育長室 ◎○		
21	木	12月定例市議会 予算審査特別委員会 10:00 ◎○ △			
22	金				
23	土	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日	第66回ふれあい島原健康マラソン大会 8:15 島原市 菅原上競技場
24	日				
25	月				
26	火	12月定例市議会 閉会 10:00 市議会議場 ◎○△			
27	水				
28	木	仕事納め			
29	金				
30	土				
31	日				

島原市教育委員会

議 案 集

第80号議案 島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

平成29年11月30日 定例会

第80号議案

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、島原市立小・中学校の職員、児童・生徒及び保護者等（以下「職員等」という。）の人権の尊重、利益の保護及び良好な勤務環境・教育環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのこと。
- 二 セクシュアル・ハラスメント
他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動。なお、同性に対する言動も含まれる。
- 三 パワー・ハラスメント
職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、他の職員等に対して、適正な業務や指導の範囲を超えて継続的に精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる言動。
- 四 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
女性職員が妊娠・出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと及び職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関し、勤務環境を悪化させる言動。なお、業務分担、安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。
- 五 ハラスメントに起因する問題
ハラスメントのため、職員等の就労上又は修学上の環境や健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、職員等が就労上又は修学上の不利益を受けること。

(監督者の責務)

第3条 校長等管理監督者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 一 職員に対し、この要綱の周知徹底を図り、日常の指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- 二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。
- 三 監督者は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力、その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮すること。

(職員の責務)

第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントをしないよう又は防止するように注意し

なければならない。

一 ハラスメントをしないようにするために、職員が認識すべき事項

(1) ハラスメントは、人によって受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立って判断すること。

① セクシャル・ハラスメントについて、性に関する言動に対する受け止め方には個人間やその人物の立場等で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要となること。

② パワー・ハラスメントについて、指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると相手を傷つけてしまう場合があること。また、その適正なレベルは職員等一人一人異なるので、相手の立場に立った言動をとること。

③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動及び妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用したこと等により周囲の職員の業務負担が増大することも、ハラスメントの原因や背景となること。また、当該制度を利用する職員も、周囲の職員との円滑なコミュニケーションを図りながら適切に業務を遂行していくという意識をもつこと。

(2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

(3) ハラスメントであるか否かについて、職務上の地位や人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示（拒否や抗議等）があるとは限らないこと。

(4) 勤務時間外又は職場外におけるハラスメントについても十分注意する必要があること。

(5) すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権を尊重した教育のあり方を意識し、一人一人を生かす教育環境づくりに努めること。

二 職場の構成員として、良好な勤務環境を確保するため、職員が認識すべき事項

(1) ハラスメントについて問題提起する職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。

(2) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。また、被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。

(3) 職場においてハラスメントがある場合には、同じ職場に働く者として、気持ちよく就労や修学ができる環境づくりをするために、監督者に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

(4) 児童生徒が被害を受けていることを見聞きした場合には、監督者に報告するとともに、すぐに声をかけて相談に乗るなど、細心の注意を払いながら解決を図ること。

三 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項

(1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないことを認識すること。

(2) ハラスメントをなくすことは、良好な勤務環境の形成に重要であるとの考えに立って、嫌なことは相手に対し明確に意思表示したり、信頼できる人に相談するなど、ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

(研修の実施)

第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。

一 ハラスメントの防止等を図るために必要な研修

二 新たに職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるために必要な研修

三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために必要な研修

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を各学校に配置する。

なお、学校内での苦情相談が困難な場合に対応するため、相談員を学校教育課に配置する。
2 相談員は、各学校においては監督者及び校長が選任する者、学校教育課においては学校教育課長が指名する者をもって充てる。

(相談員の責務)

- 第7条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。
- 2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 相談員は、苦情相談を受けた場合、学校教育課長に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、「島原市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」(平成13年4月1日教育委員会告示第3号)は廃止する。

平成29年11月30日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

「長崎県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」の一部改正にともない、本市におけるハラスメントの防止等に関する要綱の整備を図るものである。

(参考)

県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

長崎県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより長崎県立学校の職員、児童・生徒および保護者等（以下「職員等」という。）の人権の尊重、利益の保護及び良好な勤務環境・教育環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのこと。

二 セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動。なお、同性に対する言動も含まれる。

三 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、他の職員等に対して、適正な業務や指導の範囲を超えて継続的に精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる言動。

四 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

女性職員が妊娠・出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと及び職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関し、勤務環境を悪化させる言動。なお、業務分担、安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。

五 ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため職員等の就労上又は修学上の環境や健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上又は修学上の不利益を受けること。

(監督者の責務)

第3条 校長等管理監督者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

一 職員に対し、この要綱の周知徹底を図り、日常の指導等により、ハラスメントに関し、職

員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

- 二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。
- 三 監督者は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮すること。

（職員の責務）

第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントをしないよう又は防止するように注意しなければならない。

一 ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項

（1）ハラスメントは、人によって受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立って判断すること。

① セクシャル・ハラスメントについて、性に関する言動に対する受け止め方には個人間やその人物の立場等で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要となること。

② パワー・ハラスメントについて、指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると相手を傷つけてしまう場合があること。また、その適正なレベルは職員等一人一人異なるので、相手の立場に立った言動をとること。

③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動及び妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用したこと等により周囲の職員の業務負担が増大することも、ハラスメントの原因や背景となること。また、当該制度を利用する職員も、周囲の職員との円滑なコミュニケーションを図りながら適切に業務を遂行していくという意識をもつこと。

（2）相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

（3）ハラスメントであるか否かについて、職務上の地位や人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示（拒否や抗議等）があるとは限らないこと。

（4）勤務時間外又は職場外におけるハラスメントについても十分注意する必要があること。

（5）すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権を尊重した教育のあり方を意識し、一人一人を生かす教育環境づくりに努めること。

二 職場の構成員として良好な勤務環境を確保するため職員が認識すべき事項

（1）ハラスメントについて問題提起する職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。

（2）ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。また、被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。

（3）職場においてハラスメントがある場合には、同じ職場に働く者として、気持ちよく就労や

修学ができる環境づくりをするために校長等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

(4) 児童生徒が被害を受けていることを見聞きした場合には、校長等に報告するとともに、すぐに声をかけて相談に乗るなど、細心の注意を払いながら解決を図ること。

三 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項

(1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないことを認識すること。

(2) ハラスメントをなくすことは良好な勤務環境の形成に重要であるとの考えに立って、嫌なことは相手に対し明確に意思表示したり、信頼できる人に相談するなど、ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

(研修の実施)

第5条 高校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。

一 ハラスメントの防止等を図るために必要な研修

二 新たに職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるために必要な研修

三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために必要な研修

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を各県立学校に配置する。

なお、学校内での苦情相談が困難な場合に対応するため、相談員を高校教育課と教職員課に配置する。

2 相談員は、各県立学校においては監督者及び校長が選任する者、高校教育課においては高校教育課長（教職員課は教職員課長）が指名する者をもって充てる。

(相談員の責務)

第7条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 相談員は、苦情相談を受けた場合、高校教育課長（加害者が事務職員及び現業職員の場合は教職員課長）に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附則

この要綱は、平成25年7月5日から施行し、「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」は廃止する。

附則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(参考)

島原市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、市立小・中学校における職員、児童・生徒及び保護者（以下「職員等」という。）の利益の保護及び良好な勤務環境・教育環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員等を不快にさせる性的な言動

2 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題

セクシュアル・ハラスメントのため職員の就労上又は児童・生徒の修学上の環境が害されること及びセクシャル・ハラスメントへの対応に起因して職員が就労上の又は児童・生徒が修学上の不利益を受けること

(監督者の責務)

第3条 校長等管理監督者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

1 職員に対し、この要綱の周知徹底を図り、日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

2 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること

(職員の責務)

第4条 職員は、この要綱及び別に定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないよう又は防止するように注意しなければならない。

(研修の実施)

第5条 教育長及び校長は、職員に対し、必要に応じ次の研修を実施する。

- 1 セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るために必要な研修
- 2 新たに職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるために必要な研修
- 3 新たに監督者となった職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために必要な研修

(苦情相談への対応)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を各市立小・中学校に配置する。

なお、学校内での苦情相談が困難な場合に対応するため、相談員を学校教育課に配置する。

- 2 相談員は、各市立小・中学校においては校長、教頭及び校長が選任する者、教育委員会においては教育長が指名する者をもって充てる。

(相談員の責務)

第7条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

- 2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 相談員は、苦情相談を受けた場合、教育長に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。